

議案第20号資料

鶴ヶ島市手数料条例新旧対照表

改正後		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	金額	事務の種類	金額
1～42 略	略	1～42 略	略
43 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	次に掲げる額を合算して得た額 (1) 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 ア 略 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 <u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> <u>の 11,000円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のも	43 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	次に掲げる額を合算して得た額 (1) 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 ア 略 イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 <u>(ア) 申請に係る一の建築物の住戸数（以下この項及び45の項において「住戸数」という。）が1戸のもの</u> 5,000円 (イ) 住戸数が1戸を超え5戸以内のもの 10,000円
	<u>の 23,000円</u>		

(ウ) 住戸数が5戸  
を超え10戸以  
内のもの 18  
, 000円

(エ) 住戸数が10  
戸を超えるもの  
31, 000  
円

ウ 住宅用途を含む  
建築物(住戸部分  
を除く。)及び非  
住宅建築物 次に  
掲げる区分に応じ  
それぞれ次に定め  
る額

(ア) 床面積の合計  
が300平方メ  
ートル以内のも  
の 10, 00  
0円

(イ) 床面積の合計  
が300平方メ  
ートルを超える  
もの 19, 0  
00円

(2) 前号以外の場合

ア 一戸建ての住宅  
38, 000円

ウ 非住宅用途を含  
む建築物の非住宅  
部分 次に掲げる  
区分に応じそれぞ  
れ次に定める額

(ア) 床面積の合計  
が300平方メ  
ートル未満のも  
の 11, 00  
0円

(イ) 床面積の合計  
が300平方メ  
ートル以上のも  
の 19, 00  
0円

(2) 前号以外の場合、  
建築物エネルギー消  
費性能基準等を定め  
る省令(平成28年  
経済産業省・国土交  
通省令第1号。以下  
「基準省令」という。)  
第10条第2号イ(1)  
及びロ(1)に定め  
る基準に適合するも  
の

ア 一戸建ての住宅  
次に掲げる区分  
に応じそれぞれ次  
に定める額

(ア) 床面積の合計  
が200平方メ  
ートル未満のも  
の 40,00  
0円

(イ) 床面積の合計  
が200平方メ  
ートル以上のも  
の 44,00  
0円

イ 住宅用途を含む  
建築物の住宅部分  
次に掲げる区分  
に応じそれぞれ次  
に定める額

(ア) 床面積の合計  
が300平方メ  
ートル未満のも  
の 80,00  
0円

(イ) 床面積の合計  
が300平方メ  
ートル以上のも  
の 135,0  
00円

(3) 第1号以外の場合  
で、基準省令第10  
条第2号イ(2)及  
びロ(2)に定める

イ 住宅用途を含む  
建築物の住戸部分  
次に掲げる区分  
に応じそれぞれ次  
に定める額

(ア) 住戸数が1戸  
のもの 38,  
000円

(イ) 住戸数が1戸  
を超え5戸以内  
のもの 66,  
000円

(ウ) 住戸数が5戸  
を超え10戸以  
内のもの 96,  
000円

(エ) 住戸数が10  
戸を超えるもの  
140,00  
0円

ウ 共同住宅の共用  
部分 111,0  
00円

基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅

次に掲げる区分  
に応じそれぞれ次  
に定める額

(ア) 床面積の合計

が200平方メ  
ートル未満のも  
の 20,00  
0円

(イ) 床面積の合計

が200平方メ  
ートル以上のも  
の 22,00  
0円

イ 住宅用途を含む

建築物の住宅部分

次に掲げる区分  
に応じそれぞれ次  
に定める額

(ア) 床面積の合計

が300平方メ  
ートル未満のも  
の 38,00  
0円

(イ) 床面積の合計

が300平方メ  
ートル以上のも  
の 66,00  
0円

(4) 第1号以外の場合

で、基準省令第10  
条第1号イ(1)及  
びロ(1)に定める  
基準に適合する非住  
宅用途を含む建築物  
の非住宅部分 次  
に掲げる区分に応じそ  
れぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が

エ 住宅用途を含む  
建築物の住宅用途  
以外の部分及び非  
住宅建築物(オに  
掲げる場合を除く。)

次に掲げる区分  
に応じそれぞれ次  
に定める額

(ア) 床面積の合計

300平方メートル未満のもの 267,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 334,000円

(5) 第1号以外の場合で、基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 130,000円

44 略

45 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)

略

次に掲げる額を合算して得た額

(1) 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定

が300平方メートル以内のもの 250,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 317,000円

オ 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物(市長が別に定める場合に限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 91,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 118,000円

略

次に掲げる額を合算して得た額

(1) 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定

44 略

45 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)

めるものが提出された場合

ア 略

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のものの 5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 11,500円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のものの 5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メ

めるものが提出された場合

ア 略

イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 住戸数が1戸のもの 2,500円

(イ) 住戸数が1戸を超え5戸以内のもの 5,000円

(ウ) 住戸数が5戸を超え10戸以内のもの 9,000円

(エ) 住戸数が10戸を超えるもの 15,500円

ウ 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のものの 5,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メ

一トル以上のも  
の 9, 500  
円

(2) 前号以外の場合、  
基準省令第10条第  
2号イ(1)及びロ  
(1)に定める基準  
に適合するもの

ア 一戸建ての住宅  
次に掲げる区分  
に応じそれぞれ次  
に定める額

(ア) 床面積の合計  
が200平方メ  
ートル未満のも  
の 20, 00  
0円

(イ) 床面積の合計  
が200平方メ  
ートル以上のも  
の 22, 00  
0円

イ 住宅用途を含む  
建築物の住宅部分  
次に掲げる区分  
に応じそれぞれ次  
に定める額

(ア) 床面積の合計  
が300平方メ  
ートル未満のも  
の 40, 00  
0円

(イ) 床面積の合計  
が300平方メ  
ートル以上のも  
の 67, 50  
0円

一トルを超える  
もの 9, 50  
0円

(2) 前号以外の場合

ア 一戸建ての住宅  
19, 000円

イ 住宅用途を含む  
建築物の住戸部分  
次に掲げる区分  
に応じそれぞれ次  
に定める額

(ア) 住戸数が1戸  
のもの 19,  
000円

(イ) 住戸数が1戸  
を超え5戸以内  
のもの 33,  
000円

(ウ) 住戸数が5戸  
を超え10戸以  
内のもの 48

， 0 0 0 円

(エ) 住戸数が10戸を超えるもの

7 0, 0 0 0

円

ウ 共同住宅の共用

部分 5 5, 5 0

0 円

(3) 第1号以外の場合

で、基準省令第10

条第2号イ(2)及

びロ(2)に定める

基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅

次に掲げる区分

に応じそれぞれ次

に定める額

(ア) 床面積の合計

が200平方メ

ートル未満のも

の 1 0, 0 0

0 円

(イ) 床面積の合計

が200平方メ

ートル以上のも

の 1 1, 0 0

0 円

イ 住宅用途を含む

建築物の住宅部分

次に掲げる区分

に応じそれぞれ次

に定める額

(ア) 床面積の合計

が300平方メ

ートル未満のも

の 1 9, 0 0

0 円

(イ) 床面積の合計

が300平方メ

ートル以上のも



の 33,000円

(4) 第1号以外の場合  
で、基準省令第10  
条第1号イ(1)及  
びロ(1)に定める  
基準に適合する非住  
宅用途を含む建築物  
の非住宅部分 次に  
掲げる区分に応じそ  
れぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が  
300平方メート  
ル未満のもの 1  
33,500円

イ 床面積の合計が  
300平方メート  
ル以上のもの 1  
67,000円

(5) 第1号以外の場合  
で、基準省令第10  
条第1号イ(2)及  
びロ(2)に定める  
基準に適合する非住  
宅用途を含む建築物  
の非住宅部分 次に  
掲げる区分に応じそ  
れぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が  
300平方メート  
ル未満のもの 5  
1,000円

イ 床面積の合計が  
300平方メート  
ル以上のもの 6  
5,000円

エ 住宅用途を含む  
建築物の住宅用途  
以外の部分及び非  
住宅建築物(オに  
掲げる場合を除く。)

次に掲げる区分  
に応じそれぞれ次  
に定める額

(ア) 床面積の合計  
が300平方メ  
ートル以内のも  
の 125,0  
00円

(イ) 床面積の合計  
が300平方メ  
ートルを超える  
もの 158,  
500円

オ 住宅用途を含む  
建築物の住宅用途  
以外の部分及び非  
住宅建築物(市長  
が別に定める場合  
に限る。) 次に  
掲げる区分に応じ  
それぞれ次に定め  
る額

(ア) 床面積の合計  
が300平方メ  
ートル以内のも  
の 45,50  
0円

(イ) 床面積の合計  
が300平方メ  
ートルを超える  
もの 59,0  
00円

<p>4 6 略</p> <p>4 6 の 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 5 3 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 1 2 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 1 3 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建築物省エネ法第 1 2 条第 1 項又は第 1 3 条第 2 項の規定による場合（（1）アに掲げる場合を除く。）</p> <p>ア <u>基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イに定める基準に適合するもの</u> 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア)～(イ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>4 6 略</p> <p>4 6 の 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 5 3 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 1 2 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 1 3 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建築物省エネ法第 1 2 条第 1 項又は第 1 3 条第 2 項の規定による場合（（1）アに掲げる場合を除く。）</p> <p>ア <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 2 8 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）</u> 第 1 条第 1 項第 1 号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(ア)～(イ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(3) 略</p>
<p>4 7 建築物省エネ法第 3 4 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>(1) 建築物省エネ法第 3 5 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>ア 略</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p>	<p>4 7 建築物省エネ法第 3 4 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>(1) 建築物省エネ法第 3 5 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>ア 略</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p>

(ア) 床面積（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。（イ）及び第2号イ並びに51の項第1号イ、第2号イ及び第3号イにおいて同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円

(イ) 略

ウ 略

(2) 前号以外の場合、基準省令第10条第2号イ (1) 及びロ (1) に定める基準に適合するもの  
ア～イ 略

(3) 第1号以外の場合で、基準省令第10条第2号イ (2) 及びロ (2) に定める基準に適合するもの  
ア 一戸建ての住宅  
次に掲げる区分  
に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計  
が200平方メートル未満のもの  
の 20,000円

(イ) 床面積の合計  
が200平方メートル以上のも  
の 22,000円

(ア) 床面積（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。（イ）及び第2号イ並びに51の項第1号イ及び第2号イにおいて同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円

(イ) 略

ウ 略

(2) 前号以外の場合、基準省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの  
ア～イ 略

		0円		
		イ 住宅用途を含む		
		建築物の住宅部分		
		次に掲げる区分		
		に応じそれぞれ次		
		に定める額		
		(ア) 床面積の合計		
		が300平方メ		
		ートル未満のも		
		の 38,00		
		0円		
		(イ) 床面積の合計		
		が300平方メ		
		ートル以上のも		
		の 66,00		
		0円		
		(4) 略		(3) 略
		(5) 略		(4) 略
48～50 略	略		48～50 略	略
51 建築物省エネ法第	次に掲げる額を合算して		51 建築物省エネ法第	次に掲げる額を合算して
41条第1項の規定に	得た額		41条第1項の規定に	得た額
基づく建築物エネルギ	(1)～(2) 略		基づく建築物エネルギ	(1)～(2) 略
ー消費性能に係る認定	(3) 第1号以外の場合		ー消費性能に係る認定	(3) 第1号以外の場合
の申請に対する審査	で、基準省令第1条		の申請に対する審査	で、基準省令第1条
	第1項第2号イ(2)			第1項第2号イ(2)
	及びロ(2)又は同			及びロ(2)又は同
	号イ(3)及びロ(3)			号イ(3)及びロ(3)
	に定める基準に適合			に定める基準に適合
	するもの			するもの
	ア 略			ア 略
	イ 住宅用途を含む			イ 住宅用途を含む
	建築物の住宅部分			建築物の住宅部分
	次に掲げる区分			次に掲げる区分
	に応じそれぞれ次			に応じそれぞれ次
	に定める額			に定める額
	(ア) 床面積の合計			(ア) 床面積(市長
	が300平方メ			が別に定める建
	ートル未満のも			築物については、
	の 38,00			共用部分の床面
	0円			積を除く。(イ)

<p>51の2～68 略</p>	<p>(イ) 略 (4)～(5) 略</p>	<p>51の2～68 略</p>	<p>において同じ。) の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円 (イ) 略 (4)～(5) 略</p>
<p>備考 略</p>		<p>備考 略</p>	